

平成28年5月12日

答申第706号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK経営計画 2015-2017年度」の収支計画に関して、「① 事業収入（受信料収入を除く）、事業支出を集計のために作成した各年度別の各項目と金額の最小集計単位の内訳、② 各年度別の設備投資支出金額、③ 各年度別受信料免除金額、④ 各年度別受信料収入の簿外処理金額」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は、いずれも収支計画の積算内訳項目および金額であり、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号の不開示情報に該当し開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、いずれも開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、いずれも規程第8条1項1号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

平成28年5月12日（第238回審議委員会）

第722号諮問、審議、答申